

	納付書による納付		口座振替による納付	
	納付額	割引額	納付額	割引額
毎月納付 (翌月末振替)	16,540円	—	16,540円	—
早割 (当月末振替)	適用なし		日本年金機構ホームページで ご確認ください	
6か月前納	98,430円	810円	98,110円	1,130円
1年前納	194,960円	3,520円	194,320円	4,160円
2年前納	383,210円	14,590円	381,960円	15,840円

令和2年度 国民年金保険料 月額16,540円

4月から国民年金保険料が月額16,540円に変わります。支払方法により、保険料が安くなる場合がありますので、早割や前納をぜひご利用ください。

納付書による前納

1年前納(4月～翌3月分)と6か月前納(4月～9月分・10月～翌3月分)の納付書が、日本年金機構から4月上旬に送付されますので、金融機関、コンビニエンスストアまたは電子納付で納期限までに納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。

※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

口座振替による前納

1年前納と6か月前納、早割(当月末振替)や2年前納(4月～翌々年3月分)を利用できます。

希望する方は、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)と通帳、届け出印を持参のうえ、金融機関または年金事務所の手続きしてください。

※口座振替による令和2年4月分からの前納の受け付けは終了しました。

※口座振替が開始されるまでには2か月ほどかかります。

岡千葉年金事務所

☎043(242)6320

佐原年金事務所

☎0478(54)1442

国民年金保険料

学生納付特例制度を「存じですか」

学生納付特例制度は、所得の少ない学生が申請すると保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方

○所得の目安

118万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等

※対象とならない学校があります。

申請期間

4月から令和2年度分の受け付けを開始します。承認された場合は、4月から令和3年3月までの納付が猶予されます。

また、過去に納め忘れがある場合は、2年1か月までさかのぼって申請できます。

申請に必要なもの

①個人番号が分かるもの(マイナンバーカード・通知カード等)もしくは基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)

②学生証(コピー可)または在学証明書

③認印

④退職(失業)した方は、雇用保険被保険者離職票等の書類

注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されませんが、年金額には反映されません。この期間分を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

申請住民課国保年金班

☎(84)1214

